

永平寺町清水地区宅地分譲取扱要綱

(目的)

第1条 永平寺町清水地区宅地分譲要綱(以下「要綱」という。)は、永平寺町が定住を促進するために造成した清水地区の宅地(以下「宅地」という。)の分譲について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「宅地」とは、町が所有し分譲する敷地をいう。
- (2) 「分譲」とは、この要綱の定めるところにより前項の宅地の所有権を譲渡することをいう。

(分譲宅地の位置及び区画)

第3条 分譲宅地の位置及び区画は次のとおりとする。

宅地分譲地区	位置	区画
清水	永平寺町清水5字村前	3

(譲受人の募集)

第4条 宅地の譲受人(以下「譲受人」という。)の募集は、広報その他適当な方法により随時行うものとする。

(譲受人の資格)

第5条 譲受人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 分譲宅地の土地売買契約の締結後、3年以内に当該分譲宅地に自己住宅を建築し、10年以上の居住を予定している者
- (2) 前号の規定による者及び同居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 地元自治会に加入し、地域との協調と連帯を図ることができる者

(分譲)

第6条 宅地の分譲は、永平寺町に永住を希望し自らの住宅を建築する土地を必要としている者に対し有償で行う。ただし、分譲は1世帯につき1区画とする。

(分譲の申込み)

第7条 宅地の分譲を希望する者は、宅地分譲申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 町長は前条の規定により申込書を受理したときは、申込書の内容審査又は必要に応じ実情を調査のうえ適否を決定し、永平寺町清水地区宅地分譲申込みに係る審査通知書(様式第2号)によりその旨を譲受人に通知するものとする。

(譲受人の選定)

第9条 前条の申込みをした者が同一区画に2人以上いる場合において町長は、公開抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

(分譲区画及び価格)

第10条 分譲宅地の区画及び面積は、別に定めるところとする。

2 分譲価格は、45,000 円/坪とする。

(売買契約の締結)

第11条 第8条の通知を受けた譲受人は、町長の指定する期日までに永平寺町清水地区分譲宅地売買契約書(以下「契約書」という。)により契約を締結するものとする。

2 契約に要する費用は、譲受人の負担とする。

3 譲受人は、町長が指定する期日までに契約保証金として 200,000 円を町長に支払わなければならない。契約保証金は、第12条に規定する売買代金の一部として充当する。

(売買代金の支払)

第12条 譲受人は、契約の締結後、3ヶ月以内に分譲代金を町長に支払わなければならない。

(分譲の取消し及び契約の解除)

第13条 町長は、譲受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、分譲の決定を取り消し、又は契約の解除をすることができる。

- (1) 分譲の申込みが虚偽の記載又は不正な手段によって行われたとき。
- (2) 第5条に規定する資格要件を欠くに至ったとき。
- (3) 第11条に規定する契約を町長の指定する期日までに締結しないとき。
- (4) 分譲代金を指定期日までに支払わないとき。
- (5) 分譲の決定の取消し又は契約解除の申出をしたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合は、支払われた分譲代金を譲受人に返還するものとし、その返還金には利息を付けない。ただし、返還にかかる所有権の移転登記、その他諸費用等は譲受人が負担しなければならない。

(違約金)

第14条 前条の規定により契約を解除したときは、譲受人は違約金として500,000円を支払うものとし、解除に要する費用は、譲受人の負担とする。

(相殺)

第15条 第13条第2項の返還にかかる費用および前条の規定による違約金は、譲受人に返還する金額の全部又は一部と相殺できるものとする。

(所有権の移転登記)

第16条 譲受人が分譲代金を支払い、町は宅地を引き渡した後、直ちに当該宅地の所有権を譲受人に移転する登記を行うものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税は、譲受人の負担とする。

(用途の指定)

第17条 分譲地は譲受人が住宅(店舗併用住宅を含む。)用地として使用し、この用途(以下「指定用途」という。)以外に使用しないものとする。

(譲渡禁止等)

第18条 譲受人は、契約の締結後、10年間は分譲地の所有権を他人に譲渡し、または第三者に貸し付けてはならない。

(水道及び下水道への加入)

第19条 譲受人は、水道及び下水道に必ず加入するものとし、必要な経費については、譲受人の負担とする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。